

Information

01

第二次登米市総合計画
基本計画を改定

総合計画は、市のまちづくりの将来像や目標などを定め、それを実現するための手段を総合的・体系的に明らかにするものです。市の行政運営の指針となり、あらゆる計画の最上位に位置付けられる計画です。

平成27年9月に策定した第二次登米市総合計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間。「協働による登米市の持続的な発展」をまちづくりの基本理念に、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しています。

そのうち、各施策の分野ごとに今後の方向性や主要施策などを定めた基本計画は、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、策定後5年を目途に、必要に応じて見直すこととしており、5年目を迎えた令和2年度に見直しをしてみました。

基本計画を見直すに当たっては、これまでの成果を把握し、今後のまちづくりに生かすため、平成31年4月に市民5千人を対象とした「まちづくり市民意向調査」を実施したほか、パブリックコメントやタウンミーティングを開催し、市民皆さんから意見をいただきました。

いただいた意見などを参考に、国の動きや市を取り巻く状況の変化を踏まえ、基本計画で掲げていた今後の方向性や目標値を修正しました。また、現在、世界各国が取り組む、第二次登米市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念とも考えが合致している「SDGs（持続可能な開発目標）」を、市民皆さんと連携しながら推進していくため、基本計画に取り入れられました。

基本計画の改定案は、委員20人で構成される総合計画審議会（徳永幸之会長・宮城大学教授）で審議され、昨年12月に市議会で議決されました。

改定後の内容は、市公式ホームページでご確認ください。

【問い合わせ】まちづくり推進部まちづくり推進課（まちづくり推進係）
☎0220(22)2147

Information

02

市外で頑張る学生を
市内産の食で応援

新型コロナウイルス感染症により、アルバイトなどの収入減や帰省が困難になるなどの影響を受けている、登米市の出身で市外在住の生徒や学生の経済的負担を支援するため、市内産米とともに、登米市の物産品1万円相当を詰め合わせてお届けします。

【対象者】次の①、②の要件を満たす人
①登米市出身で令和3年1月1日時点で、高等学校、短期大学、大学、大学院、専門学校などに在学し、市外に在住している
②保護者が登米市に住民登録している

※対象となる学校は、学校教育法で設置認可を受けている国立学校、公立学校、私立学校です。私立学校は、都道府県が公表している私立学校名簿（令和2年度版）に記載されている学校とします

※生徒・学生が進学により登米市外に住民登録を異動しているかは問いません

【申込方法】生徒・学生本人または保護者が申し込みする

とができます。申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送、電子メールまたはファクシミリで申し込みください

※同一の生徒・学生につき申し込みは1回限りです

※申込書は市公式ホームページからダウンロードできます

※電子メールの場合は、添付ファイルの容量を4メガバイト以下にしてください

【必要書類】次の①、②の写し
①対象者が在学中であること
を確認できる書類
②在学証明書や学生証（期限が記載されているもの）など、いずれか1つ
②対象者が市外在住であることを確認できる書類
③運転免許証や保険証、アパートや寮などの契約書、直近の水道光熱費の請求書や領収書など、いずれか1つ

【申込期限】3月1日（月）必着
【発送】3月3日から順次発送予定

【申し込み問い合わせ】産業経済部地域ビジネス支援課（ブランド戦略係）
〒987-0602 / 登米市中田町上沼字西桜場18
☎0220(34)2706
FAX 0220(34)2802
✉chikibusiness@city.tome.niyagi.jp

とめ産米セットで生活応援～とめ三昧便～



とめ三昧便は、市内の事業者が生産・製造した1万円相当の商品、およそ20種類が入っています。生徒・学生向けに、缶詰、レトルトカレー、麺類などができるものや、ある程度保存ができる食品を、5千円の令和2年産登米産米とともにお届けします。

Information 03

あなたの会社広告を
市公用車に

市公用車への広告掲載希望者を募集します。お店などの走る広告塔として活用ください。

【対象者】市内に事業所や事務所、店舗などを持つ個人、法人

【広告掲載車両】軽ワゴンタイプの車両15台／年間走行距離1万キロ以上、年間稼働日数200日以上（見込み）

【申込受付期間】2月18日（木）～3月5日（金）

【申込方法】申込書に必要事項を記入して郵送または持参してください。郵送の場合は、封筒に「公用車広告掲載申込」と

記載してください

※申込書は総務部総務課と下水道部経営総務課で配布するほか、市公式ホームページからダウンロードできます

【申し込み問い合わせ】
▼総務部総務課（財産係）
☎0220(22)2091
〒987-0511 / 登米市追町佐沼字中江2-6-1
▼下水道部経営総務課（出納管財係）
☎0220(52)3314
〒987-0702 / 登米市登米町寺池目子待井381-1

■広告内容

掲載位置 (広告サイズ)	1台につき4枠 ▶車両前部 / 1枠=縦30×横40 ▶後列両側ドア / 2枠=縦30×横50 ▶車両後部 / 1枠=縦30×横50 ※広告内容に「登米市有料広告」の表示をすること(規格:縦3×横24以上)
掲載方法	ラッピングフィルムやカットティングシートなど、容易に剝がれる素材を貼り付けるものとします(車体への直接塗装はできません)
掲載期間	令和3年4月～令和4年3月
掲載料	1台当たり月額4千円(年額4万8千円) ※広告の製作費、車両への貼り付け、撤去費用は広告主の負担となります

■掲載イメージ



前面 側面(後列両側ドア) 後面

Information 04

下水道の早期接続と
排出汚水量の認定制度

下水道に早めの接続を

下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全などのため実施しています。

下水道が整備されている地域では、下水道に接続することで、生活排水などによる悪臭や害虫の発生が抑えられ、快適な生活と水路や河川の水質向上につながります。公共用水域をきれいにし、自然環境を保全するためにも、早めの接続をお願いします。

排出汚水量の認定制度

水道水以外の井戸水などを生活用水として使用している人、下水道に一部のみ接続している人、製造業などの事業を営む人で、水道水の使用量と下水道に流す汚水量が大きく異なる場合は、排出汚水量の認定制度により、下水道使用料を算定します。

水道使用量と下水汚水量が大きく異なる場合は、「排出汚水量申告書」の提出が必要で

す。申告書は、上下水道部経営総務課(市役所登米庁舎1階)に備え付けてあるほか、市上下水道部ホームページからダウンロードできます。

排出汚水量の認定制度に該当するケース

▼水道水以外を生活用水として使用している

▼水道水を次の用途で使用している
①牛や豚など畜舎で使用している
②出荷用に、年間を通してビニールハウスなどで野菜や花き栽培に使用している
③製造業などで製品に多量の水を使用している
④育苗などで一時的に多量の水を使用している(原則として1カ月分のみ)

※現在認定を受けている人も、年度ごとに申告書の提出が必要で

【問い合わせ】上下水道部経営総務課(業務係)
☎0220(52)3311